

## 令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県共同募金会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和2年1月16日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組み、概ね改善が図られていた。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	<p>欠席する理事が出ないよう、早期に日程調整を行う。</p>
2	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>書面による同意の取得、又は理事会の議事録へその旨の記載を行う。</p>
3	<p>会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、平成30年度は1回しか報告していなかった。</p> <p>については、定款第19条第4項の規定に基づき、会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告</p>	<p>令和2年3月13日開催の理事会において、「職務執行状況報告書」により報告した。</p> <p>会長及び常務理事は、今後は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。</p>

	<p>の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 19 条第 4 項)</p>	
4	<p>定款第 26 条において、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常の業務について定めていないにもかかわらず、会長が専決しているものが見受けられた。</p> <p>については、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めることが望ましいことから、専決規程等を定めること。</p> <p>(定款第 26 条)</p>	<p>令和 2 年 3 月 13 日開催の理事会において、事務専決規程を制定し、同年 4 月 1 日から施行した。</p>
5	<p>競争入札が必要であるにもかかわらず、随意契約により契約を締結している事例があった。</p> <p>については、経理規程第 77 条又は第 78 条の規定に基づき、競争入札により契約を締結すること。</p> <p>(経理規程第 77 条及び第 78 条)</p>	<p>令和 2 年 3 月 13 日開催の理事会において、経理規程に関し所要の改正を行い、同年 4 月 1 日から適用した。</p> <p>なお、今後は当該経理規程に基づき適切に契約を締結する。</p>